



不適切な調査手法に関する事実確認及び  
該当職員に対する指導徹底を求める上申書



令和5年12月4日

札幌国税局長  
田島 伸二 殿

名古屋市中区栄1丁目13番2号  
愛織第2ビル2階

税理士法人 Impact

代表社員 大箸 直彦



前事務年度から札幌国税局管内で「不当課税未遂事件」が発生している旨ご報告しており、一部の事案につきましては、札幌地方裁判所において国家賠償請求訴訟（以下「国賠訴訟」という。）を提起しているところです。

現在、札幌国税局管内の税務署で法人税調査を実施中の事案において、新たな「不当課税未遂事件」の発生に発展する恐れのある「不適切な調査手法による税務調査」が実施されている疑いがあります。

具体的な内容としては、①税務署の筋書きどおりの結論を導きだすための利益誘導的・脅迫的な質問調査を行い、②半ば監禁状態の状況にて応答者の意に反する内容の質問応答記録書に署名を強要したこと及び③調査対象法人が任意提出したExcelデータのコピーを紛失したことです。

当該事案の調査担当者は、札幌中税務署法人課税第●部門・●●●統括官の率いるいわゆる「●●●●部門」（以下「札中署●●●部門」）ですが、札中署●●●部門は、「不当課税未遂事件」として国家賠償請求訴訟実施中のFAREAST EATING株式会社事案」も担当していた同一メンバーであるから、その調査手法について一切反省の色無く、現在も同様に「不適切な調査手法による税務調査」を行っている疑いがあります。

札幌国税局長におかれましては、今回指摘する具体的な内容に関して事実確認を行っていただき、事実であれば、不適切な調査手法による被害を申し立てている納税者に対する正式な説明と謝罪を行うとともに、該当職員に対する懲戒処分の検討と指導の徹底を求めます。

<具体的な事実>

札幌中税務署法人課税第●部門が実施中の株式会社●●●（以下「●●●社」とい

う。)に対する法人税調査において、以下の事実が確認されました。

#### 1 利益誘導的・脅迫的な質問調査

●●●社の外注先である株式会社●●●●●●(以下「●●●●●●社」という。)に対する反面調査において、同社の代表者・●●●●●●(以下「●●●社長」という。)に対して、札幌中税務署●●●部門の調査官が、●●●社から●●●●●●社に対して支払った外注費を寄付金課税することを前提にして、①●●●社長に対して税務署の筋書きどおりの結論を導きだすための利益誘導的・脅迫的な質問調査を行った上で、②●●●社長を半ば監禁状態の状況において意に反する内容の質問応答記録書(以下「応答記録書」という。)に署名を強要していました。

●●●社長は、意に反する応答記録書に署名させられたことによる良心の呵責に苦しみ精神的な苦痛を受けたと申し立てています。

(別添「申述書」参照)

#### 2 提出したExcelデータの紛失

●●●社の代表者・●●●●●●(以下「●●●社長」という。)が、本年9月20日に札幌中税務署応接室内において、札幌中税務署●●●部門の調査官の指示に応じて、USBにて持参したExcelデータ2個を任意提出しました(札幌中税務署●●●部門の調査官が署のノートパソコンにデータのみコピー)。

ところが、その翌日になって、当該Excelデータを紛失したと電話連絡がありました。

●●●社長は、9月22日に再度、USBにて持参したExcelデータ2個を任意提出しました。

●●●社長は、札幌中税務署●●●部門の調査官から、Excelデータを紛失したとだけ説明を受けましたが、当該Excelデータには、個人情報も含まれていたことから、提出したデータや提出した書類の管理方法に対して、疑念が生じたと申し立てています。

(別添「提出したExcelデータ」参照)

#### <参考事項：過去の状況>

●●●統括官の率いる札幌中税務署●●●部門は、以下のとおり、これまでも今回と同様の「不適切な調査手法による税務調査」を実施し、「不当課税未遂事件」として札幌国税局に上申書等の手段で申入れしています。

1 令和5年4月27日「不適切な調査事務処理事案についての上申書」にて申入れたFAREAST EATING株式会社事案で確認された不適切な調査手法

- ① 利益誘導的・脅迫的な質問調査
- ② 書類及びExcelデータで提出した証拠書類の紛失又は隠ぺい
- ③ 税理士の関与排除を求める不適切な発言

2 令和5年11月6日「更正処分取消しに係る理由説明及び適正な調査事務運営を求める上申書」にて申入れたFAREAST EATING株式会社事案で確認された不適切な事務処理



- ① 令和5年6月29日に札幌中署●●部門が交付した「更正通知書」の内容が誤っており、納税者に対する多額な不利益処分である更正処分が取消となったこと
- ② 令和5年10月25日に上記①の更正処分の取消しを納税者に通知しているが、取消し理由の説明等がないこと
- ③ 令和5年10月25日に新たな「更正通知書」を交付しているが、当該交付自体が国税庁の事務運営指針に反して違法であること

